

市民モニター制度

1. 目 的

パブリックコメントや市民説明会、公募市民委員の応募の情報を直接お知らせすることにより、市民参加を促し、より広い民意を市政に反映させるため。

2. モニター方法

原則、Eメールとし、メールアドレスのない方には、他の方法でも受け付ける。

- ① Eメール
- ② ファクス
- ③ 郵送
- ④ 市長が必要と認めるもの

3. 資 格

市内在住・在学・在勤者で、登録時 18 歳以上の方

4. 登 録 項 目

必須：氏名、住所、生年月日、性別、メールアドレス

任意：関心のある分野（福祉・子育て等）

5. 内 容

- ① 市政に関するパブリックコメント、アンケートへの回答
- ② 市民説明会及び公募市民委員への参加
- ③ 市長が必要と認めるもの

6. 定 数 50 名7. 任 期 2 年（登録の日から 2 年。再任可能で、最大 10 年まで。）8. 募 集 方 法

- ① 無作為抽出による市民委員募集時（郵送）
- ② 市報、HP、チラシ（老人クラブ、町会・自治会、大学寮、狛江市生涯学習サイト登録団体等）
- ③ 随時受付（定数以内）

9. 交 流 会 年に 1 回モニター登録者の交流会を開催10. 結果の公表 1 年度ごとに、市民モニター制度を活用した状況について公表11. そ の 他

市政に対し相当の協力のあった者で、4 年以上モニターを務められた方に感謝状を贈呈